

令和6年度第2回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和7年2月17日（月）13時55分～15時00分
場 所 多治見市役所駅北庁舎 4階第2・3会議室
出席委員 市橋栄子委員、伊藤三徳委員、今井裕一委員、岩本眞知子委員、城處裕二委員、
倉橋誠委員、近藤泰三委員、柴田ひとみ委員、柴田雅也委員、棚垣恵美子委員、
樋崎恵子委員、豊田正康委員、永井武委員、夏目交授委員、若尾敏之委員
(あいうえお順)
欠席委員 蒲悦子委員
事 務 局 伊藤香代市民健康部長、大竹康文保険年金課長、
虎澤智子年金国保グループリーダー、堀田順弥収納グループリーダー
水野靖子総括主査

13時55分開会

課 長	ただいまから、令和6年度第2回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。 議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。 なお、本日の協議会は定数16人中、15人のご出席をいただいておりますので、多治見市国民健康保険運営協議会規程第8条（出席1/2以上）により、この会議が成立したことを報告いたします。 会議に先立ちまして、市民健康部長伊藤より皆様にご挨拶を申し上げます。
部 長	(あいさつ) 本日は、市長が他の公務のため欠席となりますので、市長からのあいさつ文を代読させていただきます。 (市長あいさつ文) ご出席の皆様、本日は「令和6年度第2回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」へご参集いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より本市の国民健康保険事業の運営に、格別のご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。 さて、本日皆様にご議論いただく国民健康保険につきましては、国民皆保険制度を支える土台的な保険であり、その財政運営は、保険料と公費によることが原則です。近年の人口減少等により加入者数が減少に転じている一方、高齢者の加入割合が高いなどの理由から、一人当たりの医療費は増加傾向にあり、構造的に国民健康保険の運営は厳しい状況にあります。 本日は、健康保険証が廃止されたことに伴う健康保険証の返還に係る過料について、保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の負担軽減を目的とした条例改正について、令和7年度多治見市国民健康保険事業特別会計予算について、保険料の仮算定の廃止についてをご審議いただきます。委員の皆様から忌憚のないご意見をいただきながら、十分な議論を行いたいと思います。皆様の

		ご協力をお願い申し上げます。
		結びに、委員皆様方の今後とも変わらぬご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご活躍をお祈り申し上げまして、私のご挨拶といたします。
課	長	本日の会議に出席しております事務局職員を紹介します。 (事務局職員 紹介)
		本日の議題につきましては、4点諮問させていただき、その後、特定健診・保健事業に関する報告をさせていただきます。
		それでは、柴田会長へ市民健康部長より諮問書をお渡しします。 (部長が諮問書を読み上げ、会長に渡す。)
		これより議事に入ります。これからの進行を会長に交代します。
会	長	(議長席へ)
会	長	審議に入ります前に、本会議につきまして、多治見市情報公開条例第23条の規定により、公開の対象とすることとします。
		本日の議事録署名者に、棚垣恵美子委員および岩本真知子委員を指名します。よろしくお願いいたします。
		それでは、これより諮問された議題に入ります。
		承第1号 多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を議題といたします。
事 務 局		事務局から説明願います。
		(承第1号について説明)
会	長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委	員	新旧対照表を見ると、10万円以下の過料を科する部分は削除されていないが、これは残ったままでいいのか。
事 務 局		条例の中の、「被保険者証の返還に応じない場合」の部分のみ削除となるため、その他の「届出をしない場合」「虚偽の届出をした場合」については、過料の対象となるため削除されない。旧の下線部分のみ削除されることになる。
会	長	ただいまの説明について、ご意見はございませんか。
		他は、よろしいでしょうか。
委	員	「なし」の声あり。
会	長	それでは、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委	員	異議なし。
会	長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
		次に、議第1号 多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)について を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局		(議第1号について説明)
会	長	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。

委 員	「なし」の声あり
会 長	それでは、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 次に、議第2号 令和7年度多治見市国民健康保険事業特別会計予算（案） について を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局	（議第2号について説明）
会 長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	① 国保事業費納付金はいつ頃、どの様に決定されるのか。
	② 歯科衛生士の雇用が計上されているが、どの様な業務を行うのか。
事 務 局	① 県が県全体の必要な事業費を各保険者の医療費及び地域の診療状況など から算出。1月中旬ごろに決定通知がある。
	② 地域の通いの場等において、衛生教育や保健活動を実施。 衛生部門・介護部門と協力しながら、口腔保健も視野に入れて活動。
委 員	歯科衛生士は保健指導の中で主に活動することになるのか。
事 務 局	保健事業での活動が主となる。国保及び高齢者も併せて実施。
委 員	令和7年度も、財政調整基金から5,000万を取崩すということか。
事 務 局	令和5年度は1,700万円の赤字となり、令和6年度予算の一部を、令和5年度 の赤字に充てた。令和6年度の財政調整基金取崩しについては、赤字補填の 部分、保険料を段階的に上げていくための保険料軽減策など計約2億4,000万 円の取崩しを行う。令和6年度当初予算では1億円、令和7年度予算では5,000 万円を財政調整基金から取崩すとして計上。
委 員	財政調整基金の残高はいくらか。不足しないか。
事 務 局	令和8年度には多治見市の保険料率水準を、岐阜県の保険料率水準に合わせ る予定であり、保険料軽減策としての取崩しは、令和7年度で終了予定。財政 調整基金は約3億円ほど残る見込み。令和8年度以降は、何かあったときの対 応として残す予定。
委 員	保険料軽減策としての財政調整基金取崩しは令和7年度で最後とのことだ が、市民へ周知はしているのか。
事 務 局	方針については、議会にて説明させていただいている。具体的な内容につい ては、政策会議資料を多治見市のホームページに掲載することで公表している。
委 員	岐阜県の保険料率水準との統一化も含め、医療費も国民健康保険料も上昇傾 向である点を踏まえ、今後の政策について、市民に対し分かりやすい周知をし てほしい。
会 長	他に質疑、意見はありませんか。
委 員	「なし」の声あり
委 員	それでは、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員	異議なし
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。 次に、議第 3 号 多治見市国民健康保険料の仮算定の廃止（案）について を議題といたします。 事務局から説明願います。
事 務 局	（議第 3 号について説明）
会 長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	年金特別徴収以外の方、約 1 万世帯が仮算定廃止の対象となるということか。
事 務 局	その通りです。
委 員	スケジュールについて、従来だと仮算定を 4 月に出していたのなら、周知が令和 8 年 4 月では遅いのではないか。
事 務 局	令和 8 年 4 月を代表的な周知予定としているが、令和 8 年度本算定の 1 年前、令和 7 年 7 月の本算定発送時に案内チラシを同封予定。 以後、重ねて周知していきたい。
委 員	国保同様、市が扱う保険料として介護保険料の仮算定についてはどうなるか。
事 務 局	担当課より、現段階では仮算定廃止の予定はないと聞いている。
会 長	他に質疑、意見はありませんか。
委 員	「なし」の声あり
会 長	ご意見ないようですので、議事は以上となります。 本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成をする旨、答申を行うものとします。 続きまして、報告事項として「特定検診及び特定保健指導」について、事務局から説明願います。
事 務 局	（報告事項について、資料に基づき説明。）
会 長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	令和 6 年度は口腔に関するフレイル予防教室の開催時期が 1 月、2 月であった。もう少し早い時期での開催はできないか。県内の統一事業として、ぎふ・さわやか口腔健診を 6 月から行っており、時期を合わせると PR しやすい。
事 務 局	健診の実施時期に合わせ周知できるよう、令和 7 年度は早ければ 7 月、8 月から開催。少なくとも年 3 回は開催したい。
委 員	保健指導について、高い指導率となっているので、保健指導対象となった人の追跡調査ができるといい。
	保健指導を実施することで、医療費が抑えられている等がわかるといい。
会 長	ほかに質疑、意見はありませんか。
委 員	「なし」の声あり。
会 長	以上で提案された議事及び報告等は、全て終了しました。 これをもちまして、本協議会を閉会いたします。

以上

15 時 00 分閉会

令和 7 年 2 月 17 日

議事録署名者

委員

⑨

委員

⑨